

家庭用空調小売契約

令和元年10月1日実施
大和ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の成立	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 割引制度について	4
10. 精算について	5
11. 設置確認について	5
12. その他	5

付 則

1. この選択約款の実施期日	6
2. この選択約款の掲示	6
3. この選択約款の実施に伴う切替措置	6

(別 表)

1. 早収料金の算定方法	7
2. 料金表	8

1. 目的

この選択約款は、当社の供給施設の効率的な使用またはその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の家庭用空調小売契約によるものとし、(3) 及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
- ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「家庭用空調機器」とは冷凍能力 22.4 kW(6.4 U S. R T)以下の空調機器のうちガスエンジンヒートポンプ方式の機器及びガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水床暖房システム」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房（温風暖房を除く。）を行うシステムをいいます。
- (4) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」（以下「浴乾」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムのことをいいます。

- (5) 「ガスコンロ」とは、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱することができるものをいいます。
- (6) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱（ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。）を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が 90%以上である給湯器をいいます。
- (7) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (8) 「夏期」とは4月から11月までをいい、「冬期」とは12月から3月までをいいます。
- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じる場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。
- (11) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

家庭用空調機器を専用住宅または1需要場所におけるメーター号数（ガス小売供給約款及び小型空調小売契約による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さままたはガス小売供給約款22(4)ただし書きの規定により早収料金を算定しているお客さまについてはそのメーター号数の合計とします。）が10号以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の成立

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社に使用を申し込んでいただきます。
- (2) 契約期間は次の期間といたします。
- ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ②ガス小売供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）または他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合は、この選択約款の契約期間は、変更の日の翌日からその変更日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更の日までといたします。ただし、契約期間満了に先立って解約または変更の申込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約または一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款または小型空調小売契約の申込みをされた場合、その適用開始の希

望日が契約の解約の日または一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾できないことがあります。

ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または一般契約への変更の場合は、この限りではありません。

- (4) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申込みされた場合には、申込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による、他の選択約款への変更の場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款、一般契約または小型空調小売契約にもとづく料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期日を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款にもとづく料金をガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般契約の申込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、ガス小売供給約款に定める検針の他、契約変更があった日に検針を行います。

6. 使用量の算定

各使用月の使用量は、当該月の定例検針日および翌月の定例検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の定例検針日以降、翌月の定例検針日までに解約または契約変更を行った場合には当該月の定例検針日および解約または契約変更を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払が、支払義務発生の日翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払が行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（1＋消費税率）

（1円未満端数切捨て）

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

(算 式)

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

68,960円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします

(算 式)

平均原料価格
＝ トン当たりLNG平均価格×0.9783
＋トン当たりLPG平均価格×0.0232

(備 考)

- ・ トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社ホームページに掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 割引制度について

(1) この選択約款を適用されているお客さまで、①床暖、②浴乾、③ガスコンロ、④定格給湯能

力が 60 号以下（1 号とは水温よりも 25℃高い湯を 1 分間に 1 リットル給湯できる能力をいいます。）の高効率給湯器を所有し、季節に応じ日常的にご利用のお客さまに対しては、次の所有の組み合わせによって 7(1)に定める早収料金から 1 か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを早収料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が 0 m³の場合は割引の適用は行いません。

〔割引額〕

イ まるごとエコ割引（①、②、③、④のすべてを所有の場合）

割引額＝ 7(1)に定める早収料金×10 パーセント（円未満切り上げ）

ロ まるごと割引（①、②、③のみを所有の場合）

割引額＝ 7(1)に定める早収料金× 7 パーセント（円未満切り上げ）

ハ 浴乾エコ割引（①、②、④のみを所有の場合）

割引額＝ 7(1)に定める早収料金× 8 パーセント（円未満切り上げ）

ニ 浴乾割引（①、②のみを所有の場合）

割引額＝ 7(1)に定める早収料金× 5 パーセント（円未満切り上げ）

ホ エコ割引（①、④を所有の場合）

割引額＝ 7(1)に定める早収料金× 3 パーセント（円未満切り上げ）

（2）割引上限額は 1 契約 1 か月につき、2, 2 0 0 円といたします。割引額が 2, 2 0 0 円を上回る場合は、2, 2 0 0 円といたします。

（3）割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申込みいただきます。

10. 精算について

（1）4 の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼってガス小売供給約款に定める遅収料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

（2）9 の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって適用すべき条件にもとづいて算定した料金総額に 3 パーセントを加算した額（1 円未満の端数切り捨て）とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

11. 設置確認について

（1）当社は、床暖房・浴乾・ガスコンロ、高効率給湯器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款に基づく契約を解約し解約日以降一般契約を適用いたします。

（2）床暖房・浴乾・ガスコンロ、高効率給湯器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。尚、家庭用空調機器を取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般契約を適用いたします。

12. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の家庭用空調小売契約の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、この小売約款の実施前の家庭用空調小売契約に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表 A 夏期のご使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルの場合に適用いたします。

料金表 B 夏期のご使用量が 20 立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表 C 冬期のご使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルの場合に適用いたします。

料金表 D 冬期のご使用量が 20 立方メートルから 50 立方メートルの場合に適用いたします。

料金表 E 冬期のご使用量が 50 立方メートルを超える場合に適用いたします。

なお、「夏期」とは、4 月検針分から 11 月検針分までをいい、「冬期」とは、12 月検針分から 3 月検針分までをいいます。

(2) 料金表

① 料金表 A

イ) 基本料金

1 か月につき	720.50 円 (消費税相当額を含みます。)
---------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	174.16 円 (消費税相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表 B

イ) 基本料金

1 か月につき	2,105.98 円 (消費税相当額を含みます。)
---------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	104.90 円 (消費税相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表 C

イ) 基本料金

1 か月につき	7 2 0 . 5 0 円 (消費税相当額を含みます。)
---------	---------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 7 4 . 1 6 円 (消費税相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表 D

イ) 基本料金

1 か月につき	1 , 1 7 3 . 5 4 円 (消費税相当額を含みます。)
---------	-------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 1 . 5 1 円 (消費税相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表 E

イ) 基本料金

1 か月につき	2 , 4 8 2 . 2 3 円 (消費税相当額を含みます。)
---------	-------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 5 . 3 5 円 (消費税相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金とい
たします。